

第十五回国会 衆議院 通商産業委員会 議 録 第五号

昭和二十七年十一月二十九日(土曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 坪川 信三君

理事 小金 義昭君 理事 河野 金昇君

理事 今澄 勇君 理事 永井勝次郎君

大倉 三郎君 大島 秀一君

高木吉之助君 辻 寛一君

中村 國夫君 福井 順一君

高橋 長治君 長谷川四郎君

山口 滿男君 伊藤卯四郎君

山口シヅエ君 多賀谷貞裕君

田中綱之進君 木下重光君

出席政府委員

通商産業事務局官

(公益事業局長) 石原 武夫君

通商産業事務局官

(官(石炭局長) 佐久 洋君

通商産業事務局官

(通商保安局長) 吉岡千代三君

委員外の出席者

参考人(日本石炭鉱業連盟専務理事) 早川 勝君

参考人(日本炭鉱労働組合中央執行委員長) 田中 章君

参考人(東京電力株式会社社長) 高井亮太郎君

参考人(日本電気産業労働組合委員長) 藤田 進君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

十一月二十九日

委員加藤清二君辞任につき、その補欠として多賀谷貞裕君が議長の名で委員に選任された。

十一月二十八日

糖平に發電所設置に関する請願(高倉定助君紹介)(第一六九号)

の審査を本委員会に付託された。

十一月二十七日

中小企業の振興に関する陳情書(社団法人日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝)(第四六〇号)

中小企業の維持育成に関する陳情書(福島県商工組合連盟会長赤津庄兵衛)(第四六一号)

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の実施に伴う国庫の利子補給に関する陳情書(東京都議会議長斎藤清亮)(第四六二号)

臨海工業地帯造成に対する国庫補助制度確立に関する陳情書(東京都議会議長斎藤清亮)(第四六四号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第三号)

〇坪川委員長 これより会議を開きます。

本日は電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案を議題といたし、本案に関連して、炭労、電産スト問題に關し、参考人より意見を聴取することにいたします。

この際一言参考人の方々にごあいさつ申し上げます。本日は御多用の中、この本委員会のためにわざわざ御出席くださいましたことを厚く御礼申し上げます。

申すまでもなく、電産、炭労ストの

産業界に及ぼす影響ははなはだ大なる

ものがあり、われわれといたしまして

もすみやかにその交渉の円満なる妥結

を希望いたしますのであります。どうか

おののけのお立場より、忌憚ない御

意見をお述べ願えれば、本委員会とい

は国政の調査のために、参考になる

ところ大なるものがあると存じます。

この際参考人各位に一言申し上げて

おきますが、御意見発表の前に御氏名

御職業を述べていただき、また発言の

都度委員長の許可を求めてから御発言

願います。なお念のため申し上げてお

きますが、委員より参考人に対し質疑

することはできますが、参考人は委員

に対し質疑することはできません。か

ら、さよう御了承願います。それでは

順次参考人より意見を聴取いたします。そ

の後委員より質疑をお願いいたすこと

いたします。なお御意見発表の時間は

お一人十五分程度にお願いいたしま

す。

なお申し上げますが、報道関係者以

外の方は御退場をお願いいたしたいと存

じます。

それではまず早川勝君より御意見を

御述べ願いたいと存じますが、関係

者、新聞社以外の傍聴人は御退席を願

います。早川勝君。

〇早川参考人 私は日本石炭鉱業連盟

専務理事の早川勝でございます。ただ

いま委員長からのおさしによりまし

て私の意見を申し上げたいと思いま

す。

まず何よりも先に、今回の長期スト

ライキによりまして、一般国民の皆

様方に多大の御心配、御迷惑をおかけ

していることをこの場所より衷心おわ

び申し上げます。何にしろ四十日を越

えます長期ストライキになりました。

事態は実に重大でございますので、御

報告及び意見は端的に現在の段階から

逆に申し上げるのがよろうと思いま

す。

昨日夕刻第十三回目の団体交渉を行

いました。ストライキは目下続行中

でございますが、同交渉を持ちました。当

方より次に申し上げます内容の提案を

いたしました。これに對しまして組合

側はいれることができないと再考慮を

私どもの方に述べ、私どもは逆に組合

側の考慮を求めて物わかれとなつたと

いう段階でございます。私どもの提案

の内容は、実は今までの長い交渉と突

力行使の段階を通じて聞かれてお

りました問題点は要するに二点であ

つたのであります。ほかにもいろいろ

ございまして、まづ対立し、まづた

く大きく争いの点になつております

は二点でございます。その一点は賃

金の額を現在よりも倍にせよというの

が組合側の要求であります。私ども

の方といたしましては賃金を上げる根拠

はございませんので、賃上げはできな

いという主張でございます。もう一つ

の点は標準作業量引上げ問題でござ

います。標準作業量、すなわち仕事場

におきまして抗夫が仕事をします場合

の能率のペースを意味します。これを

私どもは引上げすることは合理的であり

かつ必要だという点から強く主張して

おつたのであります。もどりますが、

第一点の金額を上げる上げられないと

いう問題につきましては、実は一応話

は決裂状態ではございまして、理

論的組合側の主張いたしております理論的

根拠はマーケット・バスケット理論で

ございまして、これにつきまして私ども

の方より反響を加えて、組合側と

しましてはやはりこの問題は打切りと

申しまして、マーケット・バスケット

理論自体は振りまわさなくなつてお

る実情でございます。一方物価は横ばい

でございます。炭鉱労働者の生活の実

態は、過去五年間組合も承認の上でこ

しらえました毎月々の生計調査をや

り、その生計調査によりまして最近六

箇月以上はつと黒字になつておる状

態でございます。物価は横ばいであ

り、生活状態は黒字になつておりま

す。この場合におきまして、私どもは

賃上げの根拠はないという建前をど

ておるわけでありまして、組合は一つ

の理想を持つておることはさしつかえ

ございませんが、マーケット・バスケッ

ト理論という、いわば空疎な理論、内

容につきまして御説明することもでき

ませんが、その弱点を反撃いたしまし

たところ、組合としてはその旗をひ

つておられます論点の最大の問題は今

の標準作業量問題でございます。この標

準作業量問題につきましての当方経営

者側の主張は次のごとくでございま

す。少しまわりくどい表現でございますが、皆様の御支援と御激励によつて石炭は終戦後二倍の数量を出すようになりまして、能率もその当時よりは倍の状態になりました。しかし従前われわれ炭鉱におきまして経営いたしておりました能率にはまだ及ばぬのでございます。しかも私どもは数量を相対に供給することができるようになりましたが、今立たされておる問題は高炭価の問題であります。高炭価の問題の根本は生産の能率が低いということに非常に大きな要素がかつておると思ひます。アメリカとは比べものになりませんが、英國、西独の能率の三分の一でございます。これでは私どもとして安い石炭を供給するということには相なりませんので、すべての場合に経営者側といたしましては能率を向上させるという点に常に考えをいたしておるわけでございますが、この賃金問題を取上げる場合におきましても、能率を向上するという点に重点を置いております。しかも御案内のように、炭鉱の復興はおかげさまで毎年一割ずつは能率が上つておる段階でございます。従つて能率が上りますれば、それに応じまして能率の方の賃金ベースを引上げるのは当然のことでございます。ことに近代化されつつあります炭鉱企業におきましては、その能率の向上によりまして、そのままの能率ベースで払つておつたのでは、賃金が高水ぶくれになるばかりでございます。そこで企業経営者側の努力に應じますところの取分は、私ははつきりと回収するのとはんとうであると考えられております。例をあげてみますと、ちょうど陸上競技の走高跳でございます。

走つて参りまして踏切板から飛び越して行くというのが普通の高跳でございますが、企業の努力によりまして、生産の方法、設備あるいは作業環境を改善いたしましてこれによりまして、跳切板の方が高水ぶくれ／＼上つて来ております。すなわち仕事がいやすくなつておるわけでありまして、従つてこの上つておる分のある程度は、能率の賃金の率をきめず場合には、それだけ元金にふとすというのをいたしませんければ、経営の改善には相ならぬという立場をとつておるのであります。ところが組合側といたしましては、この点について非常にステイタスいたしておりまして、どうしてもこの点は譲れない——これは賃金労働者の立場は一応わかりまされども、こういうふうのだん／＼能率が復興して来るという過程におきましては、どうしてもこれは上げねばならぬという経営例の主張と、今まで働いていたよりもたくさん働かされて賃金と同じではつまらぬというただ目先の考えと、これは世界経済における日本の炭鉱の使命というものの実際の認識の程度によるわけでございますが、結局その点で対立いたしまして、今の最大の論点はその作業量問題でございます。しかし、こういうふうな事態が重大になりまして、もはや私どもとしてはこの問題のみにかかつておつて長くストライキを続けることは国民の皆様に相済みぬということ、昨日長時間の協議の結果、実上忍ぶべからざる点を忍びまして、経営上の重大支障をあえて忍びまして、標準作業量の主張を放棄したのであります。それが昨日の段階でございます。従つて組合との間において対立し

ておりました最後の一点は、ここに完全に解消されたのでございます。しかし組合側としましては、いや実は自分の方はベース・アップを望んでいたから、ベース・アップはやはりしてもらわなければならぬ——こういう言葉は悪うございませうけれども、居直られておるといふた点の段階でございます。昨年中労委はわれ／＼の炭鉱の争議につきまして大幅の引上げをあつせん案として出された。二割ないし三割に上る引上げでございます。そのときの根拠は、CPSでは物価が一四％上つてゐる。それから一般産業とか製造工業に比べて、炭鉱の賃金は千七百円低い。また炭鉱の利益は昨年九月に終りましたときの利益より、その次の期はおよそ倍額になるであらうという想定のもとに、二割以上の引上げを出されたのであります。本年はCPIは横ばいでございます。物価はかわつておりません。それから一般産業及び他の製造工業と比べますれば、炭鉱の方が千円ないし二千円上まわつておるのでございます。また公務員等はむしろ一般産業がきまつたあとで調整するということでございますので、他との比較におきましては炭鉱の方がよいのであります。それのみならず炭鉱自身も認めております他産業にない実物給与的なものが炭鉱には多い。炭労としては千六百円ばかりと見ておりますが、私どもの計算では二千五百円程度と思つております。しかも昨年利益が倍になるといふ見通しでございます。これを考えますれば、横ばい以下、すでにもう昨今給与をやつております各社におきましても、すべて利益は前

期よりも下つて来ておる実情であります。従ひまして賃上げの根拠はまつたくなく、組合側といたしましては、実情をほんとうに考えてくれれば、私どもの主張に同調されるのではないかと思つておるのであります。なお一、二点誤解があつては、と思ひます点につきましては申し上げます。炭鉱の労賃のベースは、一応賃金制度の上では低いような形で定めておりますが、その上に附加給与——生産賞与だとか基準外賃給がつかまつて、他産業に比べれば、遜色がないことになつております。一般的に組合側が宣ひたいしますときには、いわゆるベースといふものを取上げて、ほかよりも低いと宣伝される場合があるようでございます。この点は世の中の誤解があるうかと思ひますので、賃金制度上、いわゆるベースといふものは産業によつてまち／＼であつて、炭鉱の場合のベースは実収入とは違つて低いのだということを一応申し上げておきたいと思ひます。

○坪川委員長 速記を始めて下さい。それでは次に田中章君。大体十五分程度で御意見を述べたいと存じます。

○田中参考人 日本炭鉱労働組合の執行委員長をやつております田中でございます。委員長から言われましたように、大体十五分間では十分な説明もできないと思ひますが、一応概略をお話申し上げまして、質疑の点につきましては質疑に應じまして詳細補足をいたしたいと思ひます。

まずこの秋におきます炭鉱の今次の争議の裏づけをなしております問題は、いろいろあるわけでありまして、われ／＼はこの賃金の値上げ要求を出

ういうところは非常に大幅な引上げを約束したと言わんばかりの宣伝もございまして、これも誤解があつてはと存じますので申し添えておきます。要するに私どもこの四十日余りの長い実力闘争につきましては、深く／＼考えさせられる点がございまして、私ども社会的重要な責任を負つております経営者といつたしましては、この問題につきまして、今後はそういうことのないように十分に考慮したいと考えております。現段階から始まりまして、私どもの立つております立場、主張の内容等概略を申し上げた次第であります。

○坪川委員長 それでは速記をやめまして、懇談の形式で質疑を続行いたしたいと思ひます。

〔午前十時四十八分懇談会に入る〕
〔午前十一時三十九分懇談会を終る〕

しまして、それで今日まで闘つて参りました。概略申し上げますと、炭鉱の今までの賃金形態がどういふふうになつておるかということが一応皆さんにおわかり願はないと、われ／＼がなぜ現状において、これだけの出血を払つても、なおかつ闘わなければならないかということが、御理解願えない面があるかと思ひますので、簡単に申し上げますと、昭和二十一年から二十二年におきます当時の炭鉱賃金というものは、いわゆる鉄鋼あるいはまた公務員その他の給与ベースに比較いたしまして、大体基準賃金が二割程度、二〇％程度上まつておつたのであります。それがたゞ／＼二十三年の暮れから二十四年に至りまして、これがほぼ一般公務員それから他産業の水準と同じレベルに引下げられたのであります。御承知のように、二十四年度におきましては、配炭会が廃止されまして、経済界におきまして、いわゆるドッジ・プランのもとに強行されました経済三原則、九原則、十一原則といううないろいろ／＼な原則が出ましたが、そういうものも影響いたしまして、二十四年度におきまして、組合は果敢な賃金値上げの闘争をやはり行ひましたが、力及ばずいたしまして、これで當時までとつておりました、抗内作業という特殊な条件における炭鉱賃金の、他産業より優位を保つておつたレベルというものはくずされたわけでありまして、それから二十五年度に至りましては、やはり一応のベース・アップ闘争は繰返されましたが、依然としてこの状態は続きまして、昨年度に至りまして、一応秋の、十月以降の賃金闘争が行われましたが、その当時きまりまし

た賃金ベースが、現在われ／＼が保持しておるベースであります。これは抗内五百六十円、坑外三百四十円というベースでありまして、これの基準ベースは坑外が八千五百円、坑内が一万二千円、こういうことに相なつております。その後改訂されました各産業のベースあるいは公務員のベースは、御承知のように、いずれも大体一万円は上まつております。従つて従来労使双方とも、炭鉱ベースの基準は、あくまでも坑内という特殊なものを基準にするのではなくて、一般産業と同じやうに坑外で働いておる労働者を一般産業の賃金ベースの水準として、われわれは考へて参つたわけでありまして、現状におきましては、大体一般産業よりも二〇％下まつております。どの基幹産業におきましても、重要産業におきましても、あるいはまた一般産業を見ましても、八千五百円というベースはないのであります。加へまして、この八千五百円というものは、他産業と違ひまして、炭鉱の場合は仕事の特種でありますので、十八才未満の未成年者あるいは婦人をこれから除外をいたしておりまして、別途協議の形で、さらにこれより低い水準で協定を結んでおるのであります。他産業のベースは一応その社に籍があれば、それが未成年者であらうと、婦人であらうと、そういうものの差別はなくして、一律に基準ベースを適用されるのであります。炭鉱の場合はこれを除外されておる、従つて、もしこれを一般産業並に引伸ばしますと、大体七千五百円ベースに現行ベースは相なるのでございまして、従つてこういう低位に置かれた状態、しかも石炭産業という特に悪

い条件の中で働いておるわれ／＼といふことは、どうしてもこの賃金に甘んずることはできない。しかも家計は決して楽ではない。赤字続きである。さらに御承知かと思ひますが、炭鉱の場合は、そういう家計の不足を、戦時中に開採いたしました煙草その他の方法によりまして、野菜やその他の補給をしておるのであります。重労働をして帰つて参りまして、それから煙草やたんばに出ていろいろ／＼な仕事をし、それを秋に取入れて、この苦しい家計の足しにしておる、こういう実態でありまして、われ／＼はどうしても最近の物価状態をにらみ合せて、昨年締結いたしました賃金協定にそのまゝ今後も甘んじて行くわけに参らぬ。そういう形で、八月に大体話し合ひをしまして、八月の十五日に第一回の団交を持ちまして、今日に至るまで十数回の団交を繰返しておるのでありますが、遺憾ながら、御承知のように、本日まで解決に至つておりません。そこで特に現状の段階においてわれ／＼が申し上げたいことは、連帯側が対外的に発表したところでは、資料の中では、炭鉱は現在一万四千円平均をとつておる、従つて決してこのベースは低いものではないといふことを、労働者の統計などによりまして示しております。しかしこれは坑内外を含めると確かにその通りになるかも知れませんが、その内容をちよつと申し上げますと、これは三月から資料は持つておりますが、八月の状態を申し上げますと、坑外夫の賃金の状態は、ベース実績は七千二百三十八円でありまして、それに基準外賃金が三千七百二十四円、合せて一万九百六十二円という数字にな

つております。しかし今申し上げましたこの基準外賃金というものは、平均いたしまして——これは組合側の資料をもつて言いますと、かつてな資料ではないかと言われれることをおそれまして、これは連盟の資料であります。労働省も公認いたしております。この資料で参りますと、七千二百三十八円の賃金ベースに基準外賃金三千七百二十四円、合せて一万九百六十二円という数字になつておりますが、この三千七百二十四円という基準外をとるために、大体全国平均一人一日、一時間四十二分の残業をやつております。従つて炭鉱においては、現実の状態は、八時間働いただけでは七千二百三十八円しかもたえない、九時間四十二分、約十時間近く働かなければ一万円の金にはもたないといふことに相なつておるのであります。これは本年八月でありまして、最新の資料であります。こういうことで賃金の三分の一が労働者の労働強化によつて行われておる。そういうことでありまして、この労働強化の状態を今後も継続して参りますと、災害の状態はますます／＼疲勞の度合いその他からふえて来るものと判断しなければならぬ。基準外三分の一もとらなければ一万円ベースはとれない。そうしなければ食つて行けないといふところに大きな問題があるのではないか。しかも経済界の見通しその他につきまして、いろいろ／＼のことを申し上げておきますが、しかし現状の中において、これは一律に各産業とも——職種によつて多少の相違はありまして、共通なものであります。この点は炭労働あるいは炭鉱のみに当てはまらな

い／＼の角度から連盟の言ひ分に對して反論をいたして参りました。つけ加えて申し上げますならば、この他産業に見られない悪条件に伴ひまして、災害の状況は次の通りであります。大体年間を通じて十二万人の人間が死傷しております。一箇月に大体一万人近い人間が、死んだり傷ついたり倒れて行つておるわけでありまして、この中で死亡者のみをあげまして、一箇月大体六十人の人間が倒れて行つておるのであります。仕事によつて、公務によつて倒れておる。こういうことで、この一事を見ましても、非常に条件は悪いのであります。とうていこの状態を他産業並に同一視して考へるわけに行かぬ。もう一つ特に申し上げたいことは、これは科学的なはつきりした資料はございせんけれども、常識的に判断できますことは、一般産業の労働年限といふものは、大体三十年といふやうに一般では常識になつております。ところが炭鉱の場合には、御承知のように、けい肺病その他特殊な職業病もありまして、さらにまた悪い条件の中で働いておる、つまりガスや炭塵の中で働いておるといふ関係から、どうしてもこの労働年限といふものは、一般産業並に三十年とは参りません。今までの統計で出ております範囲を申し上げますと、大体炭坑内夫の労働年限は、十五年から十七年ではないか。従つてはか産業よりもどうしても労働年限といふものは十年も体がもたないといふことになるわけでありまして、この労働者は当然他の産業の労働者と同じの賃金をもらつたのでは、十年早くやめなければならぬのであるから、その後の

老後の生活というものはまづたくこれは保障されない。そういう観点からいふと、どうしても働いているうちに幾分までも貯蓄をして、これらの将来の対策も考えなければならぬ。こういうのがやはり特殊な状態として言い得るのではない。そういういふ点から判断いたしますと、私どもは現在組合が考えておられるベース・アップの要求に対して、企業が労働と資本というものから成立つておる以上、ただ単に利潤の度合い、あるいは企業形態の度合いのみによつて、これらの状態が全然考慮されないという形の連盟の答弁に對しましては、絶対に納得ができません。こういうことも今度のベース・アップ闘争の中で具体的に考えらるべきことである。そこで私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、八月の十五日に要求書を提出いたしまして、第一回の団交を持ち、さらに八月の二十日過ぎに第二回の団交を持つて、いろいろ組合側の要求を言つていまして、九月の一日に至りまして会社側は、いわゆる組合の要求案なるものはまづたくむちやくちやである、従つてわれわれとして、組合側の要求案の内容に一顧だも与える必要がないと認める、従つてこうであるということで、御承知かと思ひますが、現行賃金の二〇%引下げを提案して参つたのであります。額面の引下げは、一、二の会社であります、内容におきましては、いわゆる今の標準作業量を百といたしますと、その上昇率の八〇%をさらに標準作業率につけ加えて、これをパーセンテージにいたしますと、大体一六%から二〇%の賃下げになる、金に換算い

たしますと、約二百円程度の金になるのであります。そういう形の案を提示して参りました。もちろんこれは組合側はどういふ認めがたいということ、ただちにこれに對する反論を開始したわけでありまして、しかし従来炭鉱の争議の状態もわれわれといたしましては十分考えたわけでありまして、過去の形態を見ますと、どうしても組合側が要求案を出す、会社は認めない、ただちにストライキである、こういうことで十分論議が尽されないうちに、ただちに実力の発動が行なわれるといふ傾向は、経営者側にももちろん責任はあるけれども、組合側としても考えなければならぬじやないか、こういう点も充分考えまして、とにかく連盟の考え方は考え方として、われわれの考え方を開く必要がないという態度はけしからぬじやないか、一応われわれの考え方を各項目別にわたつて詳細に説明をするから、それに対してそちら側の言ひ分も十分聞きたいということ、で、具体的な内容に入つて行くこと、いふん努力いたしたのであります。どうしても受け付けない。そういう形の団体交渉が二、三回繰返されて、ようやく連盟側では、一応それなら組合の案の内容について話を聞きましょうというところになりまして、一箇月余にわたつて、組合の要求案に對する各項目別の内容を十分審議したのであります。その結果私どもとしては、いろいろ私どもの考え方や賃金の要求案の内容については十分説明が行つたと思ふ。従つて九月一日提示の連盟の賃下げ案というものはどういふ認めることができないから再考してもらひたいということ、十月の四日に至りま

して、十月の九日までの期限付で連盟側の最後回答を求めたのであります。最後回答の内容は、八〇%の能率の付加を六〇%に切下げて参りましたが、依然として内容は膨大なる賃金の切下げなのであります。この程度ではどういふ了解するところとならず、そこでわれわれといたしましては、最後に望みをかけまして、十三日の警告ストライキを通じて、その間十分連盟に反省の機会を与えたのであります。が、不幸にしてその成果は期待できず、十月十七日無期限ストライキに入しまして、今日まで四十日間のストライキを展開しておるわけでありまして、もちろん労働側といたしましては、これはあくまでもわれわれの要求する賃金の獲得を第一の目的とするものであります。世上言われる政治目的の云々のことは、いささかもわれわれは考えておりません。今でもわれわれの認められる賃金、納得ができる額が示されるならば、われわれは欣然としてこれに應ずる用意はもちろんございします。さらにまた第三者に對する問題にいたしまして、本質的にわれわれは第三者に迷惑をかけるということとはその本意ではありませぬし、今日国権の最高機関である代議士の皆さんの前においても、こういう釈明をしなければならぬこと自体をまことに遺憾とするものであります。が、大体のいきさつはそういうことになつておるわけでありまして、従つて昨日まで二、三回の団体交渉をさらに繰返しまして、団交決裂以來四十日にして、ようやく団交は再開されましたが、そのときに提示された連盟の第三次案というものは、依然として先ほど申しました八

〇%を六〇%に譲り、この六〇%をさらに四〇%に縮めて参つただけでありまして、依然としてその考え方はかわつておらぬ。昨日の団体交渉においては、ようやく一応現行のままで行こうじやないか、こういう回答がありまして、しかしその中で、やはり特殊な、経理の悪い状態の会社については、別途に協議してきたい。この内容は明らかに賃下げの意図を含んでおるのであります。他の産業と違ひまして、私ども今までの闘争は、賃金を値上げするのが労働組合の目的でありまして、が、実質的には連盟の賃金引下げ案に對して今日まで闘つて来たという方が、適當でないかというふうに考えるのであります。この点が各経営者には見られない状態で、炭労の争議の特殊性がここにあるのではないかと考えられるのであります。そういう観点で、私ども今日の段階に至りましては、当初主張いたしました要求案の内容その他につきましては、もちろん基本的なそれが間違つておるといふことは考へておりませんが、事態の收拾につきましては、さらにわれわれも当事者としての責任も十分あることであります。今後最も最善の努力をいたして参りたいというふうに考えております。さらにまた第三者の介入云々の問題につきましても、いろいろの方面から意見が出ておりますし、私どもの方といたしまして、その可否についていろいろ話がありましたが、標準作業量という内容は、他産業に見られず、非常にむずかしくてきておりまして、この問題と金額の問題とは、炭鉱賃金の場合裏表一体をなすものであつて、これは絶対に切離せない。過去

のいろいろな例を見ましても、第三者が入つて成功したためしがない。そういう観点から私どもは、今日おそろく第三者が入つてもこれは無理じやないか、あくまでもやはり、よく事態を知つておる労使双方によつて、自主的に解決をはかりたいという根本的態度を、今日まで持つて参つたのであります。遺憾ながらそれが非常に長引いておまして、一般の国民生活にも非常な影響を与えておるといふ現状につきましては、まことに申訳ないと思つておる次第であります。最後に連盟は、今回の炭労の賃上げを認めたならば、ただちに炭価の値上げをやらなければならぬ、こういうことを盛んに申しておるわけでありまして、これは全然架空の論でありまして、そういうことには相ならぬと思つて、御承知かと思ひますが、また最近の状態でも、昨年度の億万長者のうちの二十名のベテラン、その中の十三名が炭鉱業者でありまして、そういう状態を見ましても、炭鉱企業というものは、現に経営者が説明しているような内容では決してない。それから三月の決算におきましても、純利益が三井三十五億、三菱二十五億、住友十億、北炭十九億というふうな形で、膨大な額になつております。しかもこれは余談であります。私の考えております点で申し上げますと、今われわれがストライキに入つておるわけでありまして、このストライキに入る前の炭価は、御承知のように市場炭二百六十万トンと大口需要の手持ち貯炭を合せまして、約七百万トンというふうになつております。この七百万トンの炭

がありました。現状において、明日までの推定であります。石炭というものがこのストライキによつて大体四百五十万トンなくなつて来ておる。月末までの市場貯炭、あるいはまた大口需要者の貯炭を合せますと、大体百二十万トンということになるだろうと思ひます。そうしますと、いろ／＼ないわゆる炭繰り操作その他によりまして、平常の場合は市場貯炭あるいはまた大口需要者の貯炭を合せまして、大体二百五十万トンの炭がなければ、これは正常な状態ということができないのであります。そういう点から参りまして、今後ストライキが解除されまして、相当需要面におきまして石炭の圧迫があるだろうということは相像されます。しかし私どもは先ほど申しましたように、本意ではありませぬけれども、現に私ども組合側の調査によりまして、すでに中小企業一般の人々の求める炭はトン当り十二、三百円の値上りを示しており、さらにまたわれわれに對しては、君たちの賃金が高いから、それを認めたら炭価を値上げしなければならぬ、そういうことは一般國民に迷惑を与えるからだめだと言つておりながら、片一方では強引に炭価の値上げ交渉をやつておることは、御承知の通りであります。従つてわれ／＼に言つておること、需要者に対してとられておる経営者の態度というものは、まったく逆であります。このことは、いかに連盟側が國民の立場を考え、需要者の立場を考えて、炭価を上げないためにわれ／＼はがんばつておるんだというのを言ひましても、現実には國鉄に對しても、その他に對しても、炭価の値上げを強引に迫つてお

るというのが、石炭業者の現在の状態でありまして。これを裏づけしておるものは、まったく本意ではない形でありまして、組合のストライキによる貯炭減によつて需給面の圧迫が當然とされる結果、これを巧みに利用しておるといふ形に相なつておると私は考へておる次第であります。従つて、そういう面から推定いたして参りますと、たとえばこのストライキが五十日で終止符を打ちまして、炭労の要求のある程度を認めまして、連盟は今後の市場状態から考へまして、明年の三月までには、この五十日間間のストライキによる損害は全部回収できる。こういうことが考へられるのじやないか。このことは、一部経営者の中でも公然申しておる人間もある状態でありまして、結果的には、われ／＼が五十数日間犠牲を払つたということ、一般の需要者の石炭価格がつり上げられる。経営者は何ら腹を病まないで、今日までの損害は明年三月までに回収し、九月までの半期におきましては、それだけ彼らは十分に採算上今までもよりも良好な形になつて行くのではないか、こういうことを推測として申し上げていいのではないかと、いふふうを考へております。そういう点から考へまして、われわれのストライキそのものが、本質的に自分みずからの苦しい生活の打開のため、ベース・アップ闘争ではありましたが、結果的には一般需要者のそういう面における影響というものを、われわれは十分責任を感じております。あらまし申し上げましたが、具体的な内容につきましては、時間もある中で、やうでありますので、一応質問の中ですらに明確にして参りたいと思ひます。

○坪川委員長 それでは懇談の形式で質疑に入りまして。速記をやめてください。
〔午後零時五十分懇談会に入る〕
〔午後零時四十四分懇談会を終る〕
○坪川委員長 速記を始めます。
それでは御多用中たいへん御苦労さまでございました。次に高井亮太郎君より大体十五分程度で御意見を述べ願ひたいと存じます。
○高井亮太郎 私は東京電力の社長高井亮太郎であります。今回の電産争議の大体の経過と会社側の主張、立場を簡単に申し上げます。
現行の電産の全国平均一万二千八百円の基準賃金は、御承知のように、非常にはげしい争議を経まして、昨年十二月四日妥協をいたしまして、十月に遡及されて実施を見たものであります。が、早くも今年の四月十四日に、電産は健康にして文化的なる生活を営み得る賃金の実現を急願するものといひまして、いわゆるマーケット・バスケット方式による算定基準に基きまして、今年の四月以降約六割の増額、すなわち基準賃金平均二万五千五百円に、なお都市手当六百元を加へました合計二万六千五百五十円の要求をして来られたのであります。これに對しまして会社側は、電気料金の建前上からも、また経理の実能力の上からも、また物価の騰貴もほとんどなかつたこの短かい経過期間を考へても、このような要求に應ずる力もなし、理由もないとして拒否をいたしました。何回か交渉をいたしました。組合側は五月十六日に調停申請をせられました。爾後九月六

日に至るまで九回の調停委員会を経たのであります。組合側は、たゞ／＼本年の上期が比較的豊水であることから、その実績を推定せられまして、支払能力があることを主張しました。し、会社側は、まだ一学期間、水の状態がよかつたということと恒常的な支出増加になるベース・アップはできないということ、それから労働条件の合理化、職階賃金の実施等を条件といたしまして、月平均九百五十円までの賃上げしかできませんということを主張いたしましたのであります。この九月六日に調停案が提示いたされました。その要領は、本年の十月から実施するものといたしまして、全国平均基準賃金を一万五千四百円に上げる。労働条件の合理化、職階賃金の実施等については会社、組合両者間に協議をする。なお経理の実情からこの賃金の実施が事実上困難となる場合には、さうな会社においては別途協議をするという例外事項を含む調停案でありました。これに對しまして組合側は、九月十日組合の要求とはほど遠いものとして拒否をいたしました。経営者側は九月十七日にやはり電気料金決定の基準その他の実情からいひまして、二〇％近い人件費を一挙に増額するということとはできません。事業経営の合理化、職階賃金の実施、家族給それから基準外賃金、その他労働条件の合理化等につきまして極力推進をいたしまして、これら諸事項の進展に伴つて漸次本問題の解決に努力をしたいとの趣旨で拒否の返事を調停委員会に對していたしました。ここにおきまして両者とも調停案拒否の形になりましたので、組合は九月十六日から事務ストを

始め、二十四日からは十一月十九日までの間に大体十回ほどの電源スト、あるいは十一月七日以降数回の停電スト、あるいは戦場放棄等いろ／＼なストを行つて参つたのであります。一方経営者側は調停案につきましてなお慎重審議の結果、すでに昨年の五月以来再編成を経て各独立な企業体となつた九電力会社の実情においては従来のように全国一本の賃金により統一交渉による解決はいたがたいということに相なりまして、十月八日に局面打開のためには各会社において経営及び労働条件の合理化、経理の実情等に基いて当該地方本部、すなわち各会社別にその地方組合の地方本部と話し合ひの上、それ／＼の実情に即する解決をはかることが最善であるから、さうにしてもらいたいとの主張をいたし、その申入れをいたしたのであります。組合側はこれに反對したのであります。組合側はまたこれをあくまで主張をいたしたのであります。御承知のように従前は電気事業が日本発送電と九配電会社にわかれておりました場合に、その間にプール計算がありました。と違つて参つておりますが、とにかくプール計算もあつたのであります。これが昨年五月一日以来なくなりましておの／＼の独立責任経営となりまして、ややプールのものでも残骸が残つておりますのは追加調整金だけでありまして、これについてもはつきりした限界を定めておられますので、いわゆるプール計算はなくなつておるといふ状態でありまして、全国一つといたしまして統一賃金をもつて事を進めるといふことは事実上実情に即さ

ない状態になつて参つておるのであります。それではかような状態で団体交渉が始まらずストライキは強化せられたのであります。十月二十三日以降中央労働委員会会長があつてに乗り出されまして、交渉の様式等についても両者一団となり、ばら／＼でなくとにかく一室に集まつて交渉なり、あるいはあつてんを受けるといふことであつせんが始められたのであります。十一月十五日から二十六日まで数度のあつせんがありまして、経営者側はこのあつせんにおきまして、さらに具体案を練りました結果、経営の合理化への協力、それから一週突働四十二時間制を實行する等の——ただいままでは電産の労働時間が一週三十八時間半という標準になつておりましたが、四十二時間制の実施その他の労働条件の調整、それから職階制の実施を予約するといふようなことを条件といたしました。おの／＼の経理実態等に基づきまして、東京と関西と中部と東北の四電力会社は、さきに提出した調停案通りの基準賃金を払うことにいたしました。よう、北海道、北陸、中国、九州等は平均の値上げであります。基準賃金の平均月二千五、六百円の値上げは調停案通りにはできない。今申した四社では月一千三百円ないし千八百八十円の増額をいたしました。四国は特に経営状態が苦しいので九百五十円限りの賃上げにとどめたいといふ主張をいたしました。組合側は統一賃金を強硬に主張したのであります。ついにこの十一月二十六日にあつせん案の提示がありました。結局四国以外の八社は基準賃金について調停案通りにする、但し北海道、北陸、中国、九州の四社につ

ては期末手当、越年資金等の臨時給与の原資を調節してこれに充てることができるとして、もしこれに対する紛議があるならば中央労働委員会のおつせんによる、四国については別に協議することとする、すなわち賃金に對しては統一賃金の形をとりまして四国のみは調停案の第七項による例外の扱いをするといふことといたします。一方労働条件におきましては突働四十二時間制を一月から実施する、賃金の実施は十月からであります。それから休日休暇、社会保険料の負担あるいはその他の条件については社会水準を目標として組合、会社両者で協議して解決したらよろからう、家族手当、職階制等については調停案のように是正または協議をするといふ内容を含むあつせん案が提示されたのであります。これに對しまして二十六日即日電産組合は拒否をいたしました。会社は大体の協議を進めておつたのであります。労働大臣の争議解決を促す勧告がありました。あつて、昨二十八日夕刻若干の希望は付しましたが受諾の返事をいたしましたのであります。すなわち最後のあつせんには拒否いたしました。組合は受諾、組合は拒否といふ形にたゞいま置かれてある。会社といつたしましてもあつせん案については多大の不満もあり、また不安のところもあつたのであります。ただいまの事態を早朝解決したいといふことで、結局は受諾をいたしましたのであります。

これが大体の経過であり、また経営者側の考へたことも織り込んでお話を申し上げたのであります。かいつまんで今度の電産争議の特徴を要約いたしますと、第一に、昨年の十二月、前の、たゞいま実行いたしましたおつせん料金が決定して、四箇月くらいでただちにマーケット・バスケット方式による二万六千円という賃金要求をきわめてやつぎばやに出されたこと、これが一つと思ひます。第二点は、電気事業が、あるいは無配当、あるいは料金の改訂が非常に遅れたり、不安定といひます。比較的経理的には最近不成績な状態にあつた場合が多かつたのであります。とにもかくにも昨年再編成後八月、それから今年の五月、二回の料金値上げがありまして、それも業者としては幾多の希望すべきところもあるものであります。けれども、従前に比較いたしましたとおおむね企業の見立てをいふに近しい料金が設定せられ、なお他の事業といへども相当な業績をあげて、みな相当な配当をする。一方においてサービスの改善、電源その他事業の拡充の努力を致々としてやらなければならぬといふ立場に置かれておりました。早急の料金の値上げといふようなことも具体的には何ら期待がでない。一方増資もしなければならぬ。株主に対する考慮もしなければならぬ。もちろん従業員に対する考慮も大いにしなければならぬ。いわけでありまして、かように需方家、従業員、株主、全部に對してバランスしたる配當を絶対必要とする場合におきまして、この賃上げを考へるに、やはり企業内の努力、それから規正すべき労働条件は規正する、むやみに労働条件を低下するといふ意味ではありませんが、非常にゆるいものがあつたならば社会水準にこれを規正するといふような内部の努力によりまして、ただちに料金の値上げに響かせ

たり、ただちに株主の配當を抹殺したりするやうなことをしに処置をしなければならぬ立場に当然置かれてある。一方においてこの賃金の増額は、調停案によるといたしまして平均月二千五、六百円の基準賃金の増加であります。基準外であるとか、あるいは決定の厚生費であるとか、その他いろいろ／＼なこれに比例するものがありまして、非常に大きな支出になります。たゞいまの料金の中には現に払つてゐる従来の全国平均一万二千八百円のベースしか織り込まれていないといふ観点からいたしまして、なか／＼もつて輕々に扱うことはできない。ちよつとお考へになるよりも、非常に大きな金がかかるのであります。その点に非常な難點があつた、これが第二だと思ひます。第三には、電産の全国統一組織に對しまして、御承知のやうに電産は東電労組とか、これが約二万強あります。最近何か中部で二千人内外と称せられておりますが、何かわかれた組合ができたやうでありますけれども、かようなものを除いた全部、通称十二万人の全国的統一組織であります。この統一組織において従来のやうな経営者会議との統一交渉、統一賃金を主張したのに対して、再編成後の各電力会社の実態からいまして、個別の立場から個別の内容で交渉をしなければならぬといふことを主張いたしましたこと、ここに非常に衝突があつてむづかしい場面を呈しております。第四にはこれが第三かと思ひますが、第四には電産の労働条件であります。これは比較的寛大でありまして、日本の現状によりまして社会水準、また世論の帰趨からも見まして是正を

要望せられてゐる点が相當にありま。なお事業の経理上から見まして、先ほど申し上げたやうな大きな人件費の増をまかなうためには、やはり労働条件の方も程度規正を願ひまして、経営者側としてもできるだけの努力をする、組合側としてもやはり規正すべき労働条件はこれを規正して協力をせしめよう、労使協力の形に對してこれを生み出して行かなければならぬといふ原資の観点からまたこの労働条件の規正が非常に要望せられ、いわゆる筋目からも金目からも両方から現実的要望せられてゐる。なお電産の賃金であります。これは土地々々によつて高いとか安いとかなか／＼むづかしいとは思ひますが、ごく概観いたしまして特に地方においては高率であるといふことを大体申し上げられると思つてあります。ことに突働一時開当りといふものは相當に平均を突破してゐる。この辺からいましても勤務時間等につきまして組合の協力を願ひたい。そうして是正すべき点は、正し、払うべき賃金は払つて、電気事業の確立を期したいといふことが経営者側の主張であつたのであります。大体以上のごとくであります。これをもちつて概要の陳述を終わります。

○坪川委員長 次に藤田進君より大体十五分程度で御意見を述べ願ひたいと存じます。

○藤田進君 私は電産の委員長藤田進でございます。先ほど会社側から前段は主として今次争議の経過が述べられておりますので重複いたしました部分はこれを省略したいと思ひます。

今度の争議が非常に長引きまして、

要求をし、団体交渉をいたしまして以来すでに半年を越えて参りました。すでに調停委員会に組合から調停申請をいたしました調停案が出て参りました。その後争議状態になった。ことにストライキに突入する、こういう状態はすでに九月の十六日以来これまた未曾有の長期にわたつております。そこで今度のこの解決が非常に長引きましたところの主要な理由を若干申し上げて、さらに今日組合が主張し、解決いたそうといたしております点を申し上げてみたいと思ひます。

今度この紛争が非常に長くなつていくということについては次のようなことが言えると思ひます。すなわち第一の点は、従来電気経営者においてはまったく自主的に問題を解決するといふよりも、他に解決の場を求めていた、それは御承知のように遂には電気料金を値上げするなり、そういうたところを求めていたと思ひます。これが占領中でありました関係上、司令部あたりの介入もあつた。ところが今度の場合には、電気料金を値上げするほどの会社は、経営状態は悪くない、非常によろしいのであります。私も電気料金値上げについてはもちろん反対でありますし、上げる理由は組合の要求を通しても成り立たないというふうに考へております。そうなつて参りますと、経営者としてはやはり本能である、先ほども言われている株主に対する立場、配当も一割五分を保証し、しかもその資産が、ことに株式の形では今度四倍に増資が完了したものであります。その中の一つは無償交付、これらに対する配当をとり、さらにその余剰利益を資本のかわりに留保してこ

れを評価するなり、こういったさいふの口を締めてなか／＼出そうとしなさい、簡単に言えばそういうことがあると思ひます。さらに中山労委会長の言をかりまして、今度の紛争、これは単に電産のみならず、石炭の場合も同じことが言えると思ひます。であります、経営者自身が自主的に解決への熱意を示そうとかりにいたしまして、実際に示して参りましたが、そういう心理状態になつたといひしても、大きなバックが控えている。このバック・ボーンが今度の場合には非常に強く出ているので、中労委の現在の力、権限においてはいかんともしたい。具体的に申し上げれば、これは日経連あるいは電産に関する限りです。当時の吉武労働大臣が公正中立な立場で、ウルトラな立場で、労使間に処してまつたにだれにも支配されないで調停案をつくるべく労働委員会に対して直接企業別の調停案を出す、こういうことを要求いたしている事実が、あります。私も直接吉武労働大臣に對しても当時抗議を申し込みました。そういう動きがあつたことは明確なのであります。こういう圧力のもとに、さらに、日経連というバックでこの際日本の労働者の賃金をベース・アップしないといふこの方針と、この方針の裏づけとなる労働組合を分裂させよう、御用化させよう、こういう根強い働きかけが顯著に現れております。私どもの聞き及ぶところによりますと、相

中においても、かつて高井社長の東京電力の場合と同じように、相当多額な資金も投入して組合の分裂工作に明け暮れているというのが現状であります。かてて加えてこの紛争に對しては、ほんとうにそれらのバックになつてゐるもの、直接の経営者、これはやはり何といつても大きな資本家ではないと思ひます。むしろ重役さんよりも社員の方が持株が多いという例さえあると思ひます。でありますから、少々会社が一時的にもせよ損害をこうむつても、みずから直接その痛さをあまり感じない。結局時期を延ばしてがんばることによつて、大きなバックもあるし、それに政治権力も先ほど申し上げたように一緒になつてしまつてゐる。こういう状態でありまして、非常に解決が延びてゐると思ひます。第二の点は、私も将来にわたつてやはりマーケット・バスケットの方式すなわち少くとも戦前程度の生活程度には引き上げたい、こういう主張を持っております。しかしこゝまで長期化したままこの紛争を、世論も期待してゐるごとく早期に解決しなければならぬといふ状態に追い込まれておりますので、私もやはりこの主張とまつたにかけ離れた最終的な案を過般来にあつての場にも持ち込んだのであります。たとえば調停案は十月以降一万五千四百円でありまして、電産が賃金は昨年の十月から改訂されて、今度の調停案によりまして、約一年後、十月以降実施する、こういうのでありますから、やはりこの調停案は尊重して行こう、十月以降は今の調停案通りでよろしい、そうして内容について一万五千四百円ですが、これは税込であ

り、なおこれには高級会社幹部も含まれてゐる賃金なのであります。この一万五千四百円に對して組合は、最終的に税込み一万六千二百円というものを打出したのであります。これはあつての過程に、いかに組合としては解決をこの場を求めて、組合の内部にはいろいろの批判があるけれども、中央指導部といひましては思ひ切つて解決の方向に突入いたしました。この一万五千四百円の調停案と一万六千二百円の組合最終案というものは、実際的にはやはり一万五千四百円の調停案の後ほどごらんになつていただければわかりますが、基準外オーバータイム、時間外等いたしましては際限のない増大、これが電気事業においてはかなり増大いたしております。これはやはり年々自然減耗、退職あるいは事故退職、停年、そういうたような退職に對してそのままの数字が補充されて参りませんから、年間およそ三千人程度ずつ減退をいたしております。一方職場は現在約八千数百、九千近くあるのであります。水力発電所あるいはこれに伴う変電所等々職場は年々ふえてゐる、増大しているのが電気事業の現状であります。こういう点からやはり三交代、完全な人が補充されてゐない。この間の時間外をしない、オーバー・ワークをしない、ストライキをやつたために電気がとまつたのを御承知だと思ひます。つまりそういう勤務時間所定以上が現状であります。これを無視して時間外が多いのだと言われているので、われ／＼としてもやはりこの時間外を減して、現在の中労委の調停案の二

五％程度、時間外基準賃金に對して約二割五分程度に合理化してくれといふことでありますから、私もやはり五％くらいこれを少くいたしましてよう、働きましよう、中労委の調停二五％に對して、もう五％われ／＼の方で努力して合理化しましよう。そうすればこの五％の金額が余つて参りますから、これを一万五千四百円にプラスしてもらいたいというのが一万六千二百円でありまして、働いてそれだけふやしてくれといふので、現実に会社のさいふには大きくこたえて来ないと思ひます。なぜそのように申し上げるかと思ひます。なせそのように申し上げるかと思ひます。これは年令あるいは扶養家族、勤務年数、その他経歴等々から参りまして一万六千二百円というものは、ちょうど専売公社の裁定がありますが、換算いたしますとこれとちやうどびつたり来るのであります。これをもしわれ／＼が下げるといふことはどうしてもできない。従つて合理化すべきものは合理化し、あるいは家族給、そういうたものについても合理化はいたしましよう。そうして金を余分に浮かせるわけです、約八百円浮きますが、それで一万六千二百円にしてもいい、これが組合の最終的な案なのであります。さらにその他の問題といたしましては、まずこれも交渉が非常にうまく行つていない実情の一つですが、調停を申請いたしまして調停案が出たのも、これは九社が団体をつくつてゐる電気事業者会議です。このことは今度の賃金あるいは労働協約すべてに關して言えることで、いわゆる統一したところの交渉方式は、終戦以来この通り両者が了解して今日まで進んで来たの

であります。それを今度は各社別に交渉して、そして賃金なり労働条件をきめて行くという、まづたく新しい事態を会社の方から提起いたしましたので、事実上交渉が持てなかつたという状態でありまして。さらにわれ／＼は統一賃金を主張いたしております。これは東京でも、あるいは四国でも九州のいなかでも同じ賃金をくれ、そういうことを言っているのではありませう。世上誤つて伝えられていいると思ひますが、かりに関西電力全体の平均と、四国の電気労働者の平均、これを比較いたしてみますと、やはり賃金は四国の方が千五百七十円低いのであります。これは私も認めるのであります。この千五百七十円差がついていいるものを、さらにものと差をつけようという会社の主張でありますから、われわれはどうしてもこれをのむことができません。この千五百七十円という差はどういうところから来ているかと申しますと、年令等の関係もありましようけれども、この大きな要素をなしているものはやはり地域給——公務員その他にもありますように地域給であります。人事院も採用いたしておりますが、物価の生活費にこたえる影響をい／＼な資料によつて計算いたしますと、四国の生活が楽だ、東京の方が困難だという、いわゆる地域差、地域給、これで先ほど申し上げたように差をつけてあるのではありませんから、これを下まわらせるならば、生活内容の不均衡というものが出て参ります。いわゆる一六千二百円は会社幹部を全部含めたところの賃金で、しかも税込みでありますので、今度の調停案を見ても、一番高い者でも大したことはない

のであります。調停案そのままで参りますと、一番低い人が五千六百円、これは税込みだと思ひます。こういうものでありますから、いわゆる最低生活をするに足る限度のものであるということに容易にお認め願ふと思ひます。これを切り下げるといふことになる。しかし会社の御主張のように、経理状態が非常にアンバランスがあつて負担能力がない。背負えといつても力がない。こういうことを言つておるようですが、私どもの判断ではそのようなことはありませぬ。各社とも甚大な利益を計上し、今資料があれば益にならばいいと思ふのですが、公益事業局長さんも見えておられますが、ここあたりの資料と、会社がつくつた資料だけを見ていただいても明確だと思ひます。この会社のつくつた経理内容については、ほんとうは組合員がその基礎をつくり上げていられるわけでありまして、私どもも全然わからぬこともありません。かつて日産では、去年でしたか三十六億の含み資があつてあとから問題になりました。よく調べてみれば、これは未払い処理であつたということに記憶に新たなところがあります。こういうことがあるとは思ひませんが、どうもわれ／＼の見るところではあのままを全般として了解がでないのではありません。このことは四国などについては、一部未払い処理の内容について、中労委においても若干の問答を会社と交してあります。さらに現在の料金に現行賃金が含まれていゝという事です。これはまさにその通りです。それは全国電気労働者がやはり同じような生活内容、地域差はあるけれども、統一したところの賃金で

あり、しかも石炭費その他を含めて各社の経理状態が、どの会社かどうかつて、どの会社が損する、この不均衡を認めてつくつた電気料金では絶対ないと思ひます。電気料金が四国においては高い、あるいは東京では安い。これは東京の人たちを安い電気料金でひとつ補助してやろうといふのも何でもない。各社の経理、決算が同じような楽さ、困難さあるいは同じように均等化されることで、そのしわ寄せが電気料金の地域差になつて現われていゝと思ふのであります。でありますからそのことはわれ／＼は反対であります。通産委員会に私は強く要望申し上げたいのは、一体電気事業がこのようになつていゝといふその本質を見きわめていただきたいといふことであります。四国あるいは中国、九州あるいは北海道、こゝろが非常に東京と比べて電気料金が高いのです。高いからどうもあれ以上高くすることは困るので、当然見るべきものも料金のときに見ていない。東京電力では電気料金が安いからこれは原資計算で見てもやろう、料金の中に入れてやろう。それで高くならない。立地条件がよろしい。こういうところが問題であつて、ブル計算はやめる。各社思うままに経営する。電気事業は公益事業だといつて、一たストライキをやると反響があるけれども、しかしこのようにに漏水停電が各社まち／＼になつたり、経理状態があのようになつたり、大きな差がある。公益事業がそれほどの大きなものであり、一瞬のストライキを許さないものであるならば、もつと政府の政策としてなせ電気事業に對す

る電気行政を根本的に考えてくれないかといふ事です。私もここでそれを主張申し上げようとは思ひませんが、電気事業がば／＼にされていること自体が今日の電気事業、ひいては産業を發展させない原因を来していることを十分御認識願ひたいと思ふのであります。この電気事業の中にあつて、こゝで一時的に上期ちよつともうかつたから、あるいは損したからといふことにあまりとらわれたくないのであります。しかし現在漏水準備金なども御承知のようにすでに数十億積み立てられているのであります。これがはたして将来使えるか使えないかといふことは各社によつてまち／＼になつております。こういう事情でありますから、私どももいたしましては今ほど申し上げたように、あつせん案が出て参りましたが、これは会社が強く主張して来て、調停案よりも大きくかけ離れたものを中山先生としても出さざるを得なかつた。なぜならば大きなバックがあつた。もしなければ中労委の権限としてはいかんともしがたかつた。会社はのむでしよう、組合はどうぞけつてください、あつせん案を出しますと言つて中山先生は席を立たれた。われ／＼は非常に不満に思つたのであります。が、われ／＼の方もそれじや困るのでも減します、どうかひとつそのほかの問題は会社の言う通りにしてもらいたくないと言つて——あつせん案を出すからけつてくれと言つてたきつつけられて席を立たれたのですが、われ／＼は単に感情になつてはいけなからといふので、翌日頭を下げて泣きつたような現状であります。しかしなるは

ど今度のあつせん案が出てみると、何も入れられていない。すべて会社がじや／＼をこねて出して来たものが入つて、統一賃金ではない。四国については賃金はきまつていない。そして他の四社については期末手当とかそういうたものでかげんする。つまりよいけい出さない、こういうことであります。越年を控えて、越年資金が他の産業では出てもわれ／＼のところではあまり出ない。こんなことを認めることはできない。さらに統一交渉の面も非常に不明確になつております。より重大なのは、われ／＼も社会水準のことも調停しております。時間がありませんので質問の中でお答えしたいと思ひますが、四十二時間に延長をする、ノルマをふやすといふことで、実際にはこのことによつて、調停案として出ておりますものよりも、四十二時間に勤務時間を延長することによつて、千四百三十四円という金が下る結果になるのであります。現行の賃金よりも、名目は上つたようでも、時間延長をいたしますので、過去のようにその時間延長を基準外で計算いたしますと、金がもらへたものがもらえなくなるのでありますから、むしろ現行賃金よりも下まわる結果になるものを、どうして私どもがめるかといふ点なのであります。それほど経営者の方ではがねばつておられるのでありますから、われ／＼として解決は急ぎたいし、かといつて、こゝでストライキをやめるわけには行かないしといふところが現状なのであります。非常に長くなりましたので、後ほど御質問によつてもつと明確にしたいと思ひます。

○坪川委員長

それでは、懇談の形式

で質疑に入ります。

この際委員並びに参考人各位にお願いいたしますが、時間の関係上、質疑応答は簡潔にお願いいたしますと存じます。

〔午後一時三十三分懇談会に入る〕

〔午後二時四十一分懇談会を終る〕

○坪川委員長 懇談会を終わります。

これにて参考人よりの御意見の開陳並びに質疑は終了いたしました。

参考人の方々に對し、種々貴重な御意見をお述べいただきましたことを、委員会を代表いたし、委員長より厚く御礼申し上げます。

本日はこの程度にいたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

昭和二十七年十二月四日印刷

昭和二十七年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局